

特集 2018年を振り返る

## 第1章 事業承継元年

——国の施策と中小企業診断士への期待



島津 浩平

東京都中小企業診断士協会城北支部

平成20年に事業承継税制を含んだ経営承継円滑化法が施行された。当時、一部ではそのことをもって事業承継元年と呼んでいたものの、実際の活用例は十分ではなく、事業承継が進んでいるとは必ずしも言えない状況となっている。

その一方で、中小企業の経営者の平均引退年齢は70歳前後といわれている中で、中小企業の経営者の一番多い年齢層は66～70歳となっており、まさに事業承継が喫緊の課題となっている。

本章では、今後10年間に事業承継の集中実施期間と位置づける中小企業庁による施策内容の解説および考察を行いつつ、同時に中小企業庁財務課担当官へのインタビューを通じて、事業承継の展望を考察していく。

### 1. 事業承継前の支援

#### (1) 事業承継税制の抜本的な拡充

後継者が会社を継ぐとなった場合、その会社の株式は先代から贈与もしくは相続という形で引き継がれる。事業承継税制は、その際にかかる贈与税および相続税について納税が猶予され、後継者の死亡などの場合には、納税が猶予されている税金の納付が免除される制度である。

従来は、必ずしも後継者にとって使いやすい制度とはなっていなかった。今般の事業承継税制の改正は、10年の時限的な措置ではあ

りながらも、以下の点が抜本的に拡充されている。

#### ①対象要件を大幅に緩和

従来、納税猶予となる株式数や猶予割合には制限があり、対象者も先代経営者から1人への贈与もしくは相続のみだった。今般、対象を全株式・猶予割合も100%とし、また親族外の者も含めた複数の株主から、複数（最大3人）の後継者への承継が対象となった。

#### ②適用後のリスクを軽減

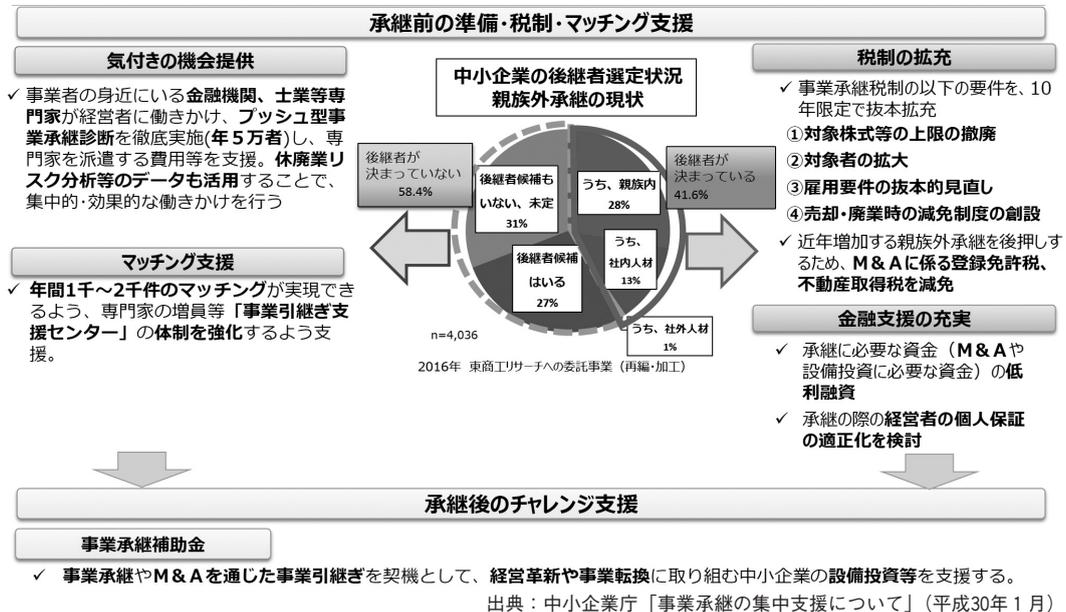
従来、適用後5年間で平均8割以上の雇用が維持できない場合には、納税猶予を打ち切るという制度だったが、今般下回った場合にはその理由を報告することなどで猶予が継続できるようになった。

また、後継者が自主廃業や売却を行う際、経営環境の悪化などによって会社を継いだときよりも株価が下落した場合は、承継当時の株価に基づいて納税額が決められていたが、今般廃業時や売却時の評価額をもとに納税額を決めるように変更したことで、経営環境の変化による将来の不安を軽減している。

これに加えて、親族外からのM&Aによる事業承継も対象となり、経営力向上計画の認定を受けることで、登録免許税および不動産取得税の軽減を受けることも可能になった。

今般の改正によって、親族外も含めた多様な後継者への承継が可能になり、加えて承継後に生じるリスクをより軽減することを目指したといえる。

図表1 事業承継の支援策一覧および概要



## (2) 気付きの機会提供・マッチング支援

後継者が未定もしくは不在の中小企業経営者に対しては、事業承継の必要性に気付く機会の提供や後継者候補とのマッチング支援として、以下のような施策を行っている。

### ①事業承継ネットワークの設置

事業承継ネットワークは、都道府県ごとに各地の振興センターなどが事務局となっている。都道府県・市区町村、商工会・商工会議所・地域金融機関・工業などの専門家、中小機構・事業引継ぎ支援センター・信用保証協会など、地域の中小企業を支援するさまざまな支援者が連携をして、事業承継についてプッシュ型で情報提供を行い、個々の企業の課題もしくは地域の特性に応じた支援を行うことを目的として構築されている。

今年に47都道府県すべてへの設置が完了し、事業承継支援が今後加速していくことが予想されている。

### ②事業引継ぎ支援センターの強化

中小企業からの相談対応、登録機関(金融機関や仲介業者など)への引き渡しおよびセンターによるマッチングという形で、後継者

不在の中小企業者と譲受を希望する企業を支援する事業引継ぎ支援センターについて、今後5年間で年間2,000件のマッチング件数となるよう、専門家の増員などの体制強化が図られている。

## 2. 事業承継後のチャレンジ支援

事業承継やM&Aを通じた事業の引継ぎを契機として、企業が経営革新や事業転換に取り組むために、平成29年度に事業承継補助金が設けられた。

平成29年度補正予算でその金額などを大幅に拡充している。事業承継やM&Aを前向きなきっかけと捉える中小企業の経営者を支援するものとなっている。

事業承継は中小企業にとってのゴールではなく、その後の成長も見据えた、あくまでスタートであることを伝えているものであり、積極的なチャレンジを支援していると考えられる。

### 3. 国の中小企業診断士への期待

中小企業庁において、事業承継施策を担当されている事業環境部財務課の市川紀幸税制企画調整官へインタビューを行い、施策拡充の背景および中小企業診断士への期待について伺った。



中小企業庁事業環境部財務課の市川紀幸税制企画調整官

——数年前にも「事業承継元年」という言葉はありましたが、今後10年を「集中実施期間」と明示されるなど、2018年を改めて「元年」とされたように見受けられます。その理由はなぜですか。

今、中小企業の経営者で一番多い層が66～70歳くらいです。一方で、統計を見ると、その平均的な引退年齢は70歳くらいになっています。いよいよ一番多い層が、引退年齢に近づいてきています。

事業承継は、後継者の育成、経営のガバナンス構築など、準備の期間も含めると5年くらいはかかります。このため、今、取組みを開始していかなければ、5年後、10年後には廃業する中小企業が大量に出てきてしまいます。最悪のシナリオが現実になってしまうという、まさに待ったなしの状況です。

以前から、国では事業承継支援について力を入れて取り組んでいます。今このタイミングが、しっかりと取り組まなければならないギリギリのデッドラインという気持ちで、

「事業承継元年」と銘打ち、取組みを加速、充実化しています。

——事業承継税制の拡充、実際の利用状況や反響はいかがでしょうか。

利用状況は今計画ベースで300件弱程度です。特に贈与の場合は申告が10月からであるため、今まで以上に来月、再来月（注：取材は9月）は申請者数が増えてくるはず。現段階でも一定程度の評価をいただいていると思っています。

——今までの施策は親族内承継がメインターゲットでしたが、M&Aまで支援対象を広げたきっかけを教えてください。

ここ最近、規模の小さい企業でも、第三者に事業を譲り渡すような事例が多く出てきています。

その背景としては、おそらく、今までは右肩上がりの経済状況の中、御子息なり親族なりが当たり前で継いでいたところ、現在は不透明な経済状況であり、御子息が安定したサラリーマンなどをやっていることで、「家業は継ぐもの」というマインドが昔より薄れてきていて、それが数字にも出てきているのだと思います。

その中で、「息子が継いでくれないなら、自分の代でやめてしまおう」となってしまうと、社会全体に種々の問題が出てきてしまいます。優れた技術を持っているところであれば、それが失われてしまいます。地域経済への影響を考えれば、雇用がなくなります。

このような状況にならないために、ちゃんと引き継いでいただけるのであれば、第三者にお任せしようということで、M&A支援についても力を入れています。

最近、民間企業でも中小企業のM&Aがビジネスになりうるということで、多くの仲介会社が出てきています。第三者承継というものが、従来と比べると「当たり前」とまでは言わないまでも、徐々に一般化してきていると思います。

——今年で事業承継ネットワークの47都道府県設置が完了しました。そこに対する期待や今後の展望を教えてください。

各都道府県に1つずつ当ネットワークを作った趣旨は、事業承継を各地域の問題として捉えてもらうためです。地域の中で廃業が相次げば、その経済は停滞します。

このようなことから、我々は基本的には自治体に先導してやってもらいたいと思っています。したがって、当ネットワークのメインは、各自治体の産業支援センターなどに委託しました。

そのような中で、事業承継・M&Aなどを実際にどう行うのかというのは、中小企業にとっては難しい話です。当ネットワークでは、幅広く構成員を募り、商工団体、金融機関、税理士などの専門家が一体となってバックアップすることにより、事業承継の進め方がわからない中小企業・小規模事業者到手厚く支援をして、それを円滑に進めていくというコンセプトで構築しています。

また、産業特性は地域によって異なるため、それに合ったサポートをしていかないといけません。たとえば、伝統産業が集積しているようなところでは、これをどうやって残すのかという点で、「単純に外部の会社を買ってもらってよいものだろうか」といった論点があります。

その地域の専門家の人たちが、その観点も踏まえたうえで、どういう人たちとマッチングさせていけばいいのか、場合によっては後継者になる御子息にやる気を出してもらえばいいのか、といったことをきめ細やかに見てもらうために立ち上げました。

これからは実際の運用・運営をしっかりとやってもらいたいと思います。

——中小企業診断士の役割と今後の期待について教えてください。

当ネットワークには中小企業診断(士)協会にも参加いただいています。事業引継ぎ支援センターの人たちからは、中小企業診断士

の方がマッチング支援で一番効果・成果を上げていると聞いています。中小企業診断士は、ほかの関係者、商工会議所や地元の金融機関などと仕事柄、パイプがある方が多いため、非常に期待しております。

事業引継ぎ支援センターのプロジェクトマネージャー(統括責任者)の多くの方が中小企業診断士です。やはり、中小企業施策に造詣が深い方が多いため、それを理解したうえで事業引継ぎをやってもらっているという点では非常に心強いです。

今後も中小企業診断士の方には、積極的に関与いただいて、ぜひ事業承継を進めていく牽引役になってもらいたいと思っています。

## おわりに

冒頭のとおり、多くの中小企業では今後数年間で経営者が引退の年齢を迎えることが予想される。企業によっては地域の雇用やサービス、技術の面から欠くことのできない存在であり、地域経済ひいては国全体の経済に大きな影響を及ぼすことが想像できる。

その中で、中小企業診断士は中小企業施策に精通していることはもとより、独占業務がないことによってさまざまな形での支援が行え、かつ多様なネットワークを保有している。この点で多様化している中小企業への支援が期待されているのである。事業承継の重要性を改めて共有し、取り組んでいきたい。

## 島津 浩平

(しまづ こうへい)

2016年中小企業診断士登録。金融機関勤務。マーケティング支援や補助金申請支援に従事しつつ、さまざまな媒体で中小企業診断士として執筆活動を行っている。

